

整理番号 4-1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

779003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会 (5/29)		
年月日	平成30年 1月 11日	~平成 年 月 日	金額 24,750 円

目的	県政報告会会場費
使途	会場費一次納付金
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策等を報告する。

《領収書貼付枠》

領収証

中澤通訓事務所 様 No. _____

金額	¥ 49,500.00	収入 印紙
----	-------------	----------

内訳
現金 / 小切手 / 手形 / 消費税額等(%)

但 H30.5.29 天ホ-ル 1 次納付金
30年 1月 11日 上記正に領収いたしました

静岡市清水区松原町5番17号
清水文化事業サポート株式会社

ヨケヨ ケケ-390

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動 党務会活動	49,500 円	1/50 %	24,750 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



第2017000530号
2017-100000-001064
平成30年1月5日

請求書 (兼施設利用明細)

静岡市清水文化会館 マリナーコート
指定管理者 清水文化事業サポート株式会社
静岡市清水区松原町5-17
代表取締役 大石 泰明

下記のとおりご請求申しあげます。

記

利用日：平成30年5月29日(火)

催事内容：第36回 県政報告会

入場料等：有料 (最高額500円)

請求金額： 第1次納付金 ¥49,500
※各日総額より10円未満切り捨て

<振込先> 静岡信用金庫 清水支店
普通 0195127
清水文化事業サポート株式会社
代表取締役 大石泰明

※お振込み手数料は利用者様のご負担と
なりますので予めご了承ください。

納付期限：平成30年1月22日(月)

利用会場		※利用時間帯 … 午前 (9:00 ~ 12:00) / 午後 (13:00 ~ 16:30) / 夜間 (17:30 ~ 22:00)					
利用月日 (曜)	5月29日(火)	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	
施設名	午前:午後:夜間	午前:午後:夜間	午前:午後:夜間	午前:午後:夜間	午前:午後:夜間	午前:午後:夜間	
大ホール	○ ○						
一次納付金	49,500円						
小ホール							
一次納付金							
ギャラリー	全 面						
	A区画						
	B区画						
	C区画						
	D区画						
一次納付金							
リハーサル室							
一次納付金							
練習室	1						
	2						
	一次納付金						
各日計	49,500円	0円	0円	0円	0円	0円	

【備考】 ・今回ご請求の第一次納付金は、基本料金の50%となります。

整理番号 4-1-2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 事務所費 ・人件費		
内容	馬車場代		
年月日	平成30年3月26日~平成	年月日	金額 5000 円

目的	事務所来訪者用として
使途	馬車場代
政務活動・ 県政との 関連性	—

領収証 中澤通訓事務所様 No. _____

★ ￥10,000

但 馬車場代 4月分

2018年3月26日 上記正に領収いたしました

内訳

収入	税抜金額
印紙	消費税額等(%)

コクヨ ケー-1097

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動 後援会活動	10,000 円	50 %	5,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-1-3

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会 会場費		
年月日	平成30年3月7日~平成 年 月 日	金額	23800円

目的	県政報告を行ない、県政を語る
使途	会場費 (市2次系内付金)
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、活動状況を報告する

領収証

中澤通訓事務所 様 No. _____

金額	¥ 47600	収入 印紙
----	---------	----------

内訳
現金 但 H30年5月29日 第2次系内付金として
H30年3月7日 上記正に領収いたしました

小切手 /
手形 /

消費税額等 (%)

静岡市清水区松原町5番17号
清水文化事業サポート株式会社

コクヨ ウケ-390

按分の理由 政務 経援会活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	47600 円	1/2 %	23800 円

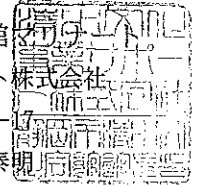
※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書 (兼施設利用明細)

中澤通訓事務所 様

指定管理者

静岡市清水文化会館
清水文化事業サポート株式会社
静岡市清水区松原町5-17
代表取締役 大石 泰明



下記のとおりご請求申しあげます。

記

利用日：平成30年5月29日(火)

催事内容：第36回 県政報告会

入場料等：有料 (最高額 500円)

請求金額：第2次納付金として ¥47,600

施設利用料金 (前納分全額) ¥97,100

うち第1次納付金 (既納) ¥49,500

<振込先> 静岡信用金庫 清水支店
普通 0195127
清水文化事業サポート株式会社
代表取締役 大石泰明

※お振込み手数料は利用者様のご負担となりますのでご了承ください。

※振込人は、請求書に記載のあるお名前でお振込みください。

納付期限：平成30年3月7日(水)

利用会場	※利用時間帯 … 午前 (9:00 ~ 12:00) / 午後 (13:00 ~ 16:30) / 夜間 (17:30 ~ 22:00)														
利用月日(曜)	5月29日(火)			月 日()			月 日()			月 日()			月 日()		
施設名	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
大ホール	準	本													
小ホール															
ギャラリー (全面利用)															
リハーサル室															
練習室 1															
練習室 2															
【備考】															

整理番号 4-222

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチャー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ドメイン維持費		
年月日	平成30年4月 / 日	~平成30年11月 8日	金額 1,953 円

目的	ドメイン
使途	通信料
政務活動・ 県政との 関連性	HP、通信を通じて政務活動を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用明細

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	お取引店	銀行番号	口座店	口座番号
29.10.02	0042 220 0058			
お取引金				お取引金額
*** **				お振り込み ¥3240*
税込手数料			時刻	差引現在残高
¥108*			0957	***
お振込先 三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 か)ケイ"イー"アイ"アイ"コミュニケーションズ"様 ご依頼人 ナカワ ミチノリ様 111709013239				

総額 3,348円
契約期間 29.11.9 ~ 30.11.8
30年度の請求
30.4.1 ~ 11.8
3,348円 x 7/12 = 1,953円

三菱東京UFJ銀行をご利用いただきありがとうございます。



按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,953 円	100 %	1,953 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

〒 424-0821

静岡県静岡市清水区相生町7-26

中沢みちのり事務所

中沢通訓 様

20170901 - 0000096532

請求書

年	月	日	お取扱店		銀行番号	口座店	口座番号	
29	10	02	0042	220	0058			
*** **							お取引金額	お取引金額
*** **							お振り込み	¥3240*
*** **							時刻	差引現在残高
*** **							0957	*** **
*** **							税込手数料	¥108*
*** **							お振込先	三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 カ)ケイティイーアイウェブコミュニケーションズ 様
*** **							ご依頼人	ナカザワ ミチノリ様 111709013239

三菱東京UFJ銀行をご利用いただきありがとうございます。



三菱東京UFJ銀行

請求番号

111709013239

¥3,240

2017年10月10日

- 【銀行振込】マイページあるいは振込み明細フォーム(<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より明細をご連絡の上、お振込ください。
振込先 三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ (カ)ケイティイーアイウェブコミュニケーションズ
※お振込手数料はお客様にてご負担いただきますようお願いいたします。
- 【電子決済(クレジットカード・ペイジー)】マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)へログインの上、メニュー内「請求一覧」よりお手続きください。
※一部のサービスは電子決済に対応していません。お手数ですが銀行振込をご利用ください。
※マイページのログイン情報は管理先ご担当者様へお渡ししております。「請求一覧」より電子決済手続き用URLを請求先メールアドレスへ送信することができますので、管理先ご担当者様へURL送信をご依頼ください。
- 電子決済はお手続き手数料が無料となります。お手軽な電子決済を是非ご利用ください。
- マイページ内「請求一覧」より、本ご請求内容のお見積書発行が可能となりました。(一部請求書は適用外です。別途ご連絡ください。)
- 新規お申し込みサーバーの設定作業開始は、ご入金確認後となります。(シェアードプラン無料お試しサービスを除く)

ご請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com

ご契約期間: 2017年11月09日 ~ 2018年11月08日

サービス費名	*請求対象期間*	*単価*	*数量*	*金額*
ドメイン維持費	2017年11月09日 ~ 2018年11月08日	¥3,000	1	¥3,000
<小計>				¥3,000
消費税額(8%)				¥240
<合計>				¥3,240

税込 108
 (合計) 3,348.-

$3348 \times \frac{5}{12} = 1395$ (29年度 充当分)
 $\frac{7}{12} = 1953$ (30年度 充当分)
 (合計) 3,348

整理番号 4-3

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチャー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	サーバー費用		
年月日	平成30年4月1日~平成30年11月30日	金額	33,264円

目的	サーバー
使途	通信料
政務活動・ 県政との 関連性	HP.通信を通じて政務活動を行なう

◀領収書貼付枠

ご利用明細 スルガ銀行
SURUGA bank
ご来店ありがとうございます。
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	291027	09:26
銀行番号	お取引店	科目
0700	お取引金額	
	*49,248	
ATM番号	お取引内訳	手数料
0040	000000	*648
お取替番号	お取引内訳	
0680	00000000	
説明コード	お取引種元帳残高	

三菱東京UFJ銀行
横浜西口支店
口座番号 普通 5189475
受取人名 カケイデーアイアイ
エフコミュニケーションズ 様
依頼人名 011709154087 ナカ
サワミチリ 様
電話番号 054-352-5641
CD手数料 *0

総額 49,896円
期間 29.12.1~30.11.30
30年度分の請求(30.11~11.30)
49,896円 × 8/12 = 33,264円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	33,264 円	100 %	33,264 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



中沢みちのり事務所

中沢 通訓 様

20170915 - 0000022577

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

〒107-0062

東京都港区南青山2-26-1 南青山プライトスクエア10階

Tel:0120-577-399 Fax:03-6756-9621

お問い合わせ先 E-mail:accounting@cp.ad.jp



請求書

下記の通りご請求申し上げます。【銀行振込】【電子決済】いずれかの方法でお支払いください。
ご請求やご入金に関してご不明点がございましたら、【0120-577-399】へお問い合わせください。

請求番号 011709154087	ご請求金額 ¥49,248	お支払期限 2017年11月10日
----------------------	------------------	----------------------

【銀行振込】マイページあるいは振込み明細フォーム(<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より明細をご連絡の上、お振込ください。
振込先 三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ (カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ
※お振込手数料はお客様にてご負担いただきますようお願いいたします。

【電子決済(クレジットカード・ペイジー)】マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)へログインの上、メニュー内「請求一覧」よりお手続きください。
※一部のサービスは電子決済に対応していません。お手数ですが銀行振込をご利用ください。
※マイページのログイン情報は管理先ご担当者様へお渡ししております。「請求一覧」より電子決済手続き用URLを請求先メールアドレスへ送信することができますので、管理先ご担当者様へURL送信をご依頼ください。

- 電子決済はお手続き手数料が無料となります。お手軽な電子決済を是非ご利用ください。
- マイページ内「請求一覧」より、本ご請求内容のお見積書発行が可能となりました。(一部請求書は適用外です。別途ご連絡ください。)
- 新規お申し込みサーバーの設定作業開始は、ご入金確認後となります。(シェアードプラン無料お試しサービスを除く)

ご請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com

ご契約期間: 2017年12月01日 ~ 2018年11月30日

サービス費名	請求対象期間	単価	数量	契約期間	金額
サーバー費用 (シェアードプラン X10.12ヶ月)	2017年12月01日 ~ 2018年11月30日	¥3,800	1	12	¥45,600
<小計>					¥45,600
消費税額(8%)					¥3,648
<合計>					¥49,248

ご利用明細 スルガ銀行
SURUGA bank
ご来店ありがとうございます。
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	291027	09:26
銀行番号	お取引店	科目
0700		*49,248
ATM番号	お取引内訳	手数料
0040	00000000	*648
お取替番号	お取引内訳	
0680	00000000	
説明コード	お取引値元帳残高	

三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店 口座番号 普通 5189475 受取人名 (カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ 様 依頼人名 011709154087 ナカ サワミチノリ 様 電話番号 054-352-5641 CD手数料 *0		

648
(合計) 49896

29/12 ~ 30/3
49896円 × $\frac{4}{12}$ = 16,632円 - 29年度充当分
× $\frac{8}{12}$ = 33,264円 - 30年度今回請求分

30/4 ~ 30/11

整理番号 4-5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

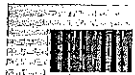
780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (4月分)		
年月日	平成30年 4月 6日	~平成 年 月 日	金額 30,510 円

目的	政務活動に必要な車両のリース
使途	4月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	-

《領収書貼付枠》



ATMをご利用の際は
天印の方向から挿入してください。

普通預金 2

日	摘要(お客さまメモ)	お引き出し金額	お預け入れ金額	お預け入れ残高	取扱店
1	30-04-06 SMBC(ナカニホン)	61,020			
2	30-04-13				
3	30-04-13				
4	30-04-16				
5	30-04-20				
6					
7					
8					

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	61,020 円	1/2	30,510 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

リース債務残高表 (参考)

中澤通訓

殿

中日本バンリース株式会社

企業会計基準における貴社「リース債務」の減少スケジュールは以下の通りです。

契約番号： XXXXXXXXXX

注) 「リース債務」計上額は見積現金購入価格として計算しました。
 本表の諸数値は、原則的な会計処理方法に基づいて算出したものです。
 その妥当性については、貴社にて充分ご検討のうえご利用ください。

回数	該当年月	お支払リース料	残リース料総額	維持管理費用相当額	支払利息相当額	債務減少額	リース債務残高
			3262000				2682065
1	2016年 2月	56500	3205500	6568	8875	41057	2641008
2	2016年 3月	56500	3149000	6568	8739	41193	2599815
3	2016年 4月	56500	3092500	6568	8603	41329	2558486
4	2016年 5月	56500	3036000	6568	8466	41466	2517020
5	2016年 6月	56500	2979500	6568	8329	41603	2475417
6	2016年 7月	56500	2923000	6568	8191	41741	2433676
7	2016年 8月	56500	2866500	6568	8053	41879	2391797
8	2016年 9月	56500	2810000	6568	7914	42018	2349779
9	2016年 10月	56500	2753500	6568	7775	42157	2307622
10	2016年 11月	56500	2697000	6568	7636	42296	2265326
11	2016年 12月	56500	2640500	6568	7496	42436	2222890
12	2017年 1月	56500	2584000	6568	7355	42577	2180313
13	2017年 2月	56500	2527500	6568	7215	42717	2137596
14	2017年 3月	56500	2471000	6568	7073	42859	2094737
15	2017年 4月	56500	2414500	6568	6931	43001	2051736
16	2017年 5月	56500	2358000	6568	6789	43143	2008593
17	2017年 6月	56500	2301500	6568	6646	43286	1965307
18	2017年 7月	56500	2245000	6568	6503	43429	1921878
19	2017年 8月	56500	2188500	6568	6359	43573	1878305
20	2017年 9月	56500	2132000	6568	6215	43717	1834588
21	2017年 10月	56500	2075500	6568	6071	43861	1790727
22	2017年 11月	56500	2019000	6568	5925	44007	1746720
23	2017年 12月	56500	1962500	6568	5780	44152	1702568
24	2018年 1月	56500	1906000	6568	5634	44298	1658270
25	2018年 2月	56500	1849500	6568	5487	44445	1613825
26	2018年 3月	56500	1793000	6568	5340	44592	1569233
27	2018年 4月	56500	1736500	6568	5192	44740	1524493
28	2018年 5月	56500	1680000	6568	5044	44888	1479605
29	2018年 6月	56500	1623500	6568	4896	45036	1434569
30	2018年 7月	56500	1567000	6568	4747	45185	1389384
31	2018年 8月	56500	1510500	6568	4597	45335	1344049
32	2018年 9月	56500	1454000	6568	4447	45485	1298564
33	2018年 10月	56500	1397500	6568	4297	45635	1252929
34	2018年 11月	56500	1341000	6568	4146	45786	1207143
35	2018年 12月	56500	1284500	6568	3994	45938	1161205
36	2019年 1月	56500	1228000	6568	3842	46090	1115115
37	2019年 2月	56500	1171500	6568	3690	46242	1068873
38	2019年 3月	56500	1115000	6568	3537	46395	1022478
39	2019年 4月	56500	1058500	6568	3383	46549	975929
40	2019年 5月	56500	1002000	6568	3229	46703	929226
41	2019年 6月	56500	945500	6568	3075	46857	882369
42	2019年 7月	56500	889000	6568	2920	47012	835357
43	2019年 8月	56500	832500	6568	2764	47168	788189
44	2019年 9月	56500	776000	6568	2608	47324	740865
45	2019年 10月	56500	719500	6568	2451	47481	693384
46	2019年 11月	56500	663000	6568	2294	47638	645746
47	2019年 12月	56500	606500	6568	2137	47795	597951
48	2020年 1月	56500	550000	6584	1965	47951	550000
	合計	2712000		315280	264655	2132065	

$56,500 \times 1.08 = 61,020$

整理番号 4-6

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

775 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	異業種企業交流「白雲会」会費		
年月日	平成 30年 4月 9日~平成 年 月 日	金額	30,216 円

会の趣旨・目的	会員の物心両面にわたる進展と資質向上及び地域社会のより良き発展を願い、異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くための講演会、セミナー等を催しマネジメントとしての人間造りを目的とする。
会の活動内容等	①定例会 ② 研修会の開催 ③ 企業交流会の開催 他
政務活動・県政との関連性	異業種間交流による研修会を通じて県政における問題点を聴取し、今後の県政施策の改善に役立てる。

<<領収書貼付枠>>

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-04-09	23362	通帳送金
記号	番号	
取扱番号	お取引金額	
N101	*30,000	
	残高	
静岡銀行 用宗支店 普通 269931 イキヨウシユウリウ ハクワンカイ		
送金料金	*216円	
振込予定日	30-04-09	
ナカサワ ミチノリ		

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	30,216 円	/	30,216 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

白 雲 会 ・ 会 則

第1条 名称及び事務局

本会は白雲会と称し本部を静岡市駿河区広野4-30-6に置き、事務局を随時設置する。

第2条 目 的

本会は参加する会員の物心両面にわたる進展と資質の向上及び地域社会のより良き発展を願い、会員相互の親睦と体力の維持を軸とし、更に異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くため講演会、セミナー等を催しマネジメントとしての人間造りを目的とする。

第3条 組 織

① 会員

本会の目的に賛同する企業及び個人で、役員会で有資格者と認められたもの。

② 新入会員

新入会員の承認は、4月、10月の年2回とする。

③ 役員

本会に次の役員を置く事が出来る。

・会長1名・副会長1名・幹事若干名・会計若干名・監査1名、なお必要に応じ相談役を置く事が出来る。

④ 役員を選出及び任期

役員を選出は役員会の推薦により、総会で承認を得るものとし、任期は2年とする。但し再任を妨げない。

⑤ 退会（会員資格の喪失）

本人の届出、又は会則に違反した場合、役員会の審議による。

第4条 経費及び会計年度

① 会費

本会の運営経費は会費をもってこれに当てる。会費は企業及び個人一単位につき基本1口（1年間）30,000円とする。

途中入会の方は、入会承認が4月、10月のためそれまではビジターとする。（会費は当日の実費を徴収する）

② 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第5条 事 業

本会の目的を遂行するため次の事業を行う。

① 定例会

偶数月を基本とするが、他の事業と重複しての開催もある。

② 研修会の開催

全会員参加による経済、行政に関する講演会及び情報交換会（不定期）

③ 企業交流会の開催

各企業を対象とし、異業種間の技能及び経営情報等の交換会（不定期）

④ 親睦会の開催

全会員を対象とし、相互の交流と親睦を推進する。

第6条 会議

① 総会

毎年1回定期的に開催し、事業及び会計の経過報告と役員承認等事項に付き議決する。

② 役員会

隔月に定例会を開催し、本会運営に関する必要事項を討議推進する。
また役員会は年度最終回までに役員選考及び推薦を行う。

③ 議長

前記①、②項に関する会議の議長は、会員の中より選出されたものがその任に当たる。

第7条 慶弔金

会員に慶弔が生じた場合は役員会において協議し決める。

第8条 会則の改廃

この会則の制定、改廃は総会の承認を得て行う。

付則（施行）

この会則は平成 4年4月1日から施行する。

この会則は平成19年4月9日から一部改正実施する。

この会則は平成21年4月6日から一部改正実施する。

この会則は平成23年4月25日から一部改正実施する。

この会則は平成29年4月3日から一部改正実施する。

整理番号 47

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO清水障害者サポートセンターそら会費		
年月日	平成30年 4月10日~平成 年 月 日	金額	3,080 円

会の趣旨・目的	障害者・者及び介護を必要とする方々とその家族に、総合的な福祉サービスを提供していくことにより、地域社会で自立し、心豊かに生活できるよう援助することを目的とする。
会の活動内容等	① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ② まちづくりの推進を図る活動 ③ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ④ 子どもの健全育成を図る活動 ⑤ 情報化社会の発展を図る活動 ⑥ 上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
政務活動・県政との関連性	障害児・者の増加にあわせて在宅での福祉のあり方を研究し、福祉施策の提案等県政発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
30-04-10	1023362	A93210002	私込みの証拠となるものを大切に保管して下さい。料金は、消費税等が含まれます。(ゆうちょ銀行)
取扱店	00850-0 121994		入金額 *3,080
払込口座	*3,000		おつり *0
払込金額	*3,000		はじめての投資信託をゆづりが応援します!

印紙税申告納付につき類町 税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,080 円	100 %	3,080 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら（以下「法人」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者及び介護を必要とする方々とその家族に、総合的な福祉サービスを提供していくことにより、地域社会で自立し、心豊かに生活できるよう援助することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の活動を総合的に行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 会員制による有料介助者派遣及び福祉有償運送の事業

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく委託相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者移動支援事業
- (6) 介護保険制度に関する事業
- (7) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (8) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (9) その他、この法人の目的を達成するための事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会手続きを完了した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会手続きを完了した個人及び団体

(会員の入会)

第7条 この法人の会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長へ申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、入会申込書に記入してある本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定めた年会費を法人に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 この法人の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が退会届を提出したとき

- (2) 会員本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき
- (3) 年会費を継続して1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(会員の退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長へ提出することで、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び各種法令等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む） 5人以上
- (4) 監事 2人以上

(役員を選任等)

第14条 この法人の理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 この法人の理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

第16条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(役員欠員補充)

第 17 条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 18 条 この法人の役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

第 19 条 この法人の役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 この法人の役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(総会の種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 21 条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 この法人の総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、並びに職務

(6) 会員の除名

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 この法人の通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第 24 条 この法人の総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 この法人の総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 この法人の総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 この法人の総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、総会出席者の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条及び第29条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 この法人の総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に係らず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 この法人の理事会は、理事を持って構成する。

(理事会の権能)

第31条 この法人の理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 役員報酬
- (5) 年会費の額
- (6) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 この法人の理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から理事会の招集請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 この法人の理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 この法人の理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 35 条 この法人の理事会は、出席理事の総数が理事総数の 2 分の 1 以上なければ開催することができない。

(理事会の議決)

第 36 条 この法人の理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合にはこの限りではない。

2 理事会の議事は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 この法人の理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 32 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出欠したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 この法人の理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあたってはその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上の記名押印又は

署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経たうえで、総会において議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理する事務局については、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

(細則)

第56条 この法人の定款を施行するに關し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会費は、第6条第4項及び第48条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 一般会費 (年額)	個人	1,000円
(2) 賛助会費 (年額)	個人	3,000円
	団体	10,000円
(3) ホットハート会費 (年額)	個人	2,000円
- 3 本会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成15年5月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成14年3月31日までとする。

特定非営利活動法人清水障害者サポートセンターそら

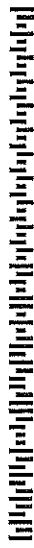
設立当初の役員名簿

役職名	氏名
理事長	土屋 博義
副理事長	井柳 博雄
副理事長	松永 晴子
理事	青木 實
理事	山崎 令子
理事	薩川 勇
理事	松本 誠
理事	石橋 稔
理事	石川 晃吉
理事	上野 仁
監事	杉山 昌弘
監事	森 忠一

料金後納郵便
http://cr.mufg.jp

〒424-0828
静岡市清水区千歳町 7-1-18

中澤 通訓 様



U418 000038 *0031894 0032784



218031400321272 019417 3004

親展

MUFG CARD

カードご利用明細書

三菱UFJニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(12)第00115号

①を矢印方向にはがして中をご覧ください。
②を矢印方向にはがしてください。
③を矢印方向にはがしてください。
(ハガキが濡れている場合は十分に乾かしてからはがしてください。)

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細書」は、お支払日の前日(金融機関営業日)までにお届けいたします。

お支払日	30年 4月 10日	当月ご請求額	36959円
当月お支払合計額	36959円	前月お支払額	0円
		内キヤッシュ分	0円
		合計	36959円

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求額(円)
通常払い				

ご利用明細

利用店名	ご利用日	ご利用店名
au電話利用料	1130 3 2	海外ご利用店名/海外都市名
au電話利用料	1130 3 2	
au電話利用料	1030 3 10	

1708702月分
36959 ***

au電話利用料

au電話利用料

au電話利用料

au電話利用料

【おとりのりおとりのり】ショッピング「1回払い」のお支払方法を「リボ払い」「分割払い」に変更できます！
※「リボ払い」「分割払い」には、所定の手数料がかかります。
※お持ちのカードやご利用状況によっては、変更いただけません。

ご利用明細には、ご利用のカード番号の13-14桁目が表示されています。ご利用金額は、取引などの一部を除き、合計金額に「-」の表示がある場合があります。ご利用金額は1000円単位で表示されています。

ローン名	ローン利用可能額(円)	前月ご返済額(円)	内ご返済額(円)	当月ご返済額(円)

① 明細行数が20行以下の場合は、ハガキタイプにて発行させていただきます。
② おおきくお金の保証金をお預けするための、貸付番号・口座番号の一部を非表示させていただいております。

整理番号 4-9

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	西部経済人との意見交換		
年月日	平成30年4月2日~平成 年 月 日	金額	5,140 円

目的	県政への要望等、意見聴取
使途	交通費 (新幹線、静岡-高塚) 高塚 バス白~JR清水
政務活動・ 県政との 関係	新年度際の説明と次年度の要望聴取、 次期への対応

欄ID	処理日時	性
2216	2018/04/13 20:12	
2215	2018/04/13 13:04	
2214	2018/04/13 12:39	
2213	2018/04/12 13:54	
2212	2018/04/11 16:07	
2211	2018/04/11 15:44	

貼付枚数	(白~JR清水バス)	三保山の手	清水駅前→三保山
------	------------	-------	----------

チケットショップズコー
静岡市清水区真砂町1-9
電話: 054-363-1969
商品券・新幹線回数券買取

2018年04月12日 0154

部門01	2点	0230	¥460
部門01	2点	02,100	¥4,200
合計			¥4,660
お預り			¥10,060
お約			¥5,400

領収書
ご利用日付 2018年04月12日
時刻 10時23分
取引内容 乗車券 金 190円
伝票番号 96004
浜松駅 券104発行
JR東海

●この領収書は大切に保管してください。
●毎度ありがとうございます。

領収書
ご利用日付 2018年04月12日
時刻 12時14分
取引内容 乗車券 金 190円
伝票番号 33644
高塚駅 券101発行
JR東海

●この領収書は大切に保管してください。
●毎度ありがとうございます。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものである。	5,140 円	100 %	5,140 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 410

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(印)・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入(コピー用紙)		
年月日	平成30年4月13日~平成	年月日	金額 3,172円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収証に付す》

領収証

中沢事務所

様 No. _____

★ ¥3,172.-

但

30年4月13日 上記正に領収いたしました

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等(%)

静岡県静岡市清水区万葉町3番32号

有限会社 伊藤ファン

電話 054-351-2300

HEIKO RY-301

但書:コピー用紙

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,172円	100%	3,172円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-12

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ更新料		
年月日	平成30年4月6日~平成 年 月 日	金額	10,000 円

目的	県政、政務活動を報告
使途	更新料 (月謝料)
政務活動・ 県政との 関連性	毎月更新にたいして報告 意見聴取の資料とする。

領収証 No.

中沢事務所 様 30年4月16日

金額	¥10,000
内消費税等	但 HP更新代として(月謝料・月謝料) 上記正に領収いたしました
現金	
小切手	

marukita きたがわ商店
 静岡市清水区船越 3-8-10 202
 北川 昌徳
 TEL/FAX (054) 354-3594

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000 円	100 %	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 事務所費・人件費		
内容	事務用品購入(トナー代)		
年月日	平成30年4月9日~平成 年 月 日	金額	17,280 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください。

《領収書貼付枠》

年月日	取扱店番	お取引内容
300419	0363224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
0065		
お取引金額		¥16,848*

お取扱い できない場合	残高	
時刻 1.44	取引手数料 432*	おつり ¥2,720*
お振込先・お受取人 三井住友銀行		
しらゆり支店		
普通 1593404		
カ) ルネックス プロテクト様		
ナカサワミチノリシムシヨ様		
0543526471		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	17,280 円	100 %	17,280 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	<u>伊豆ゲートウェイ道の駅「かんぱみ」への調査</u>		
年月日	平成 <u>30</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日~平成 年 月 日	金額	2,680 <u>1,880</u> 円

目的	<u>本コース後の見込と現状調査</u>
使途	<u>東名高速道路料金</u>
政務活動・ 県政との 関連性	<u>観光地への入込客数の実態の 調査と政策に資する調査</u>

《領収書》

<p>ご利用ありがとうございます。 NEXCO 中日本 料金所では一旦停車してください。</p> <p>利用証明書</p> <p>料金所 沼津</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>18年 4月21日13時57分 車種 普通</p> <p>割引前料金 ¥1,340- 割引引込 ¥400- ご利用額 ¥940- (外払)</p> <p>入口料金所 - 清水 ETC 有効期限21年12月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号 220-00241329-19</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 NEXCO 中日本 料金所では一旦停車してください。</p> <p>利用証明書</p> <p>料金所 清水</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>18年 4月21日16時27分 車種 普通</p> <p>割引前料金 ¥1,340- 割引引込 ¥400- ご利用額 ¥940- (外払)</p> <p>入口料金所 - 沼津 ETC 有効期限21年12月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号 207-02781602-19</p>
---	---

按分	出額(a×b)	
全て政務活動にかかる ものである。	<u>1880</u> 円	<u>100</u> %
		<u>1,880</u> 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-15

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会案内郵送料		
年月日	平成30年4月23日~平成 年 月 日	金額	358,154円

目的	県政報告会告知案内を郵送
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	報告会を準備し、県政の進捗等に ついて報告

《領収書貼付枠》

領収書

毎度ありがとうございます

[別納引受] 第二種住居ばがき 062 12,558通 ¥778,596	-¥62,288	
割引 (内訳) 配達-3日 12,558通 8%	-¥62,288	
小計	¥716,308	
課税計 (内消費税等 非課税計	¥716,308 ¥53,059 ¥0	
合計	¥716,308	
お預り	¥720,000	
おつり	¥43,692	

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年4月23日 15:17
担当：[Redacted] 端211029761
発行No. 180423K79Z1
連絡先：清水郵便局
TEL: 054-367-5808

按分の理由 (返却 信指金)	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	716,308 円	1/2 %	358,154 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-16

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	電話代		
年月日	平成30年 4月25日~平成 年 月 日	金額	3,797 3,797 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 中沢 通訓 様	お客様番号 [REDACTED]	2018年 4月ご請求分 金額(円) ¥7,594-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-3335550	領収日 附印 240738 18.4.25 ローソン 静岡藤井西館店 取入印-紙幣-付欄 (金額確認・CVS用)→お客様様
-------------------	---------------------	----------------------------------	----------------------	----------------------------	---

※本払込受領証は、銀行・郵便局と本払込の受取口座に振り込まれる金額を証明するものです。振込以外に本払込の受取は行われません。

按分の理由 政務 経費(会)	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,594 円	1/12 %	3,797 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。
3,797

整理番号 4-17

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・ 事務所費 ・人件費		
内容	<u>駐車場代</u>		
年月日	平成 <u>30</u> 年 <u>4</u> 月 <u>25</u> 日~平成 年 月 日	金額	<u>5000</u> 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書用紙付》

領収証 中澤通訓事務所 様 No. _____

★ 10000

但 5月分

2018年 4月 25日 上記正に領収いたしました

内訳

収入印紙	税抜金額	
	消費税額等(%)	

コクヨ ワケ-1097

按分の理由 <u>政務 経費会</u> 活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	<u>10000</u> 円	<u>1/2</u> %	<u>5000</u> 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成30年 4月27日発行

口座振替払済のお知らせ (電気料金等領収証)

毎度お引立ただきありがとうございます。
平成30年 4月分 の電気料金を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額 (再掲)
平成30年 4月26日	17,587円	1,301円
指定口座	口座情報の表示を希望される場合は、担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日種	契約	種別	ご使用量	領収金額	消費税等相当額 (再掲)	精算額等	初回引落割引額	燃料費調整額	消費税等相当額	記事
おなまえ	11	従量電灯B	A	48	1725				-5400		
ナカザワ シンヨウ キョウ					127		126		-18144		
ナカザワ ミチノリ	11	従量電灯B	A	142	3659				-5400		
					271		374		-53676		
ナカザワ ミチノリ	11	低圧電力	A	109	12203						
					903		287		-41202		

◎ ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
◎ おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。

中部電力株式会社

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済
〒460-0001 名古屋市中区東区東町

整理番号 4-19

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	<u>県政報告会案内郵送料</u>		
年月日	平成 <u>30</u> 年 <u>4</u> 月 <u>26</u> 日~平成 年 月 日	金額	<u>10103</u> 円

目的	<u>報告会案内を企業・団体に送附</u>
使途	<u>郵送料</u>
政務活動・ 県政との 関連性	<u>報告会においりて県政・政務活動等を 報告。理解を求むる。</u>
《領収書貼付枠》	

領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受] 区内特別基 @72	259通	16.0g ¥18,648
小計		¥18,648
第一種定形 @82	19通	16.0g ¥1,558
小計		¥1,558
郵便物引受合計通数 課税計 (内消費税等 非課税計)	278通	¥20,206 ¥1,496 ¥0
合計 お預り金額		¥20,206 ¥20,206

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 4月26日 15:38
担当 端N74箱02
発行No. 180426AI064
通達先：清水相生郵便局
TEL: 054-353-5884

按分の理由 <u>政務 後援会活動</u>	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	<u>20206</u> 円	<u>1/2</u> %	<u>10103</u> 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

県政報告会

中沢みちのりと明日を語る女性の集いのお知らせ

拝啓 例年になく冬の寒さで、春のお訪れは遅いと思われましたが、桜の開花は 10 日以上早く、花見を満喫した人も多かったことでしょう。

日頃は私の政治活動に多大なご高配を賜り感謝申し上げます。

初の米朝首脳会談が近く予定され、核軍縮問題解決に一步近づくかもしれない動向ですが国内では森友・加計問題からの文書改ざん、自衛隊の海外派遣時の日報問題などあってはならない政局の動きで、本来の国の財政・社会保障等の議論が見られないことは残念です。

県においては富士山世界遺産センター(富士宮市) ふじのくに茶の都ミュージアム(島田市)が完成、又、清水港へは大型客船が数多く寄港と国内外に大きくアピールし多くの客が静岡を訪れ、観光立県のシンボルになるものと期待されます。

さて、別紙の通り県政報告会を開催させていただきます。今回のゲストは TV でお馴染みの田嶋陽子さんです。元気いっぱいの直言で楽しいひと時が期待されます。

女性中心の会ではありますが、男性の出席も大歓迎ですので、ご友人・知人お誘いの上ご出席下さいますよう ご案内申し上げます。

敬具

平成 30 年 4 月

静岡県議会議員

中澤 通訓

整理番号 4-192

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会 出欠受取人等		
年月日	平成30年4月26日~平成30年4月27日	金額	1,950 円

目的	県政報告会 出欠
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	出欠確返12F1 会場整理
《領収書貼付枠》	

按分の理由 政務 後援会 活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,901 円	1/2 %	1,950 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

毎度ありがとうございます

県議会議員 中澤通訓事務所 様
(承認: 0011)

[収納金]	
受取人払	
第二種通常はがき	
083 6通	¥498
<hr/>	
料金	¥372
手数料	¥126
料金等計	¥498
<hr/>	
課税計	¥498
(内消費税等	¥36)
非課税計	¥0
<hr/>	
合計	¥498
お預り 現金	¥498

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2018年 4月26日 10:43
担当: [REDACTED]
発行No. 180426L0087 端341046653
連絡先: 清水郵便局
TEL: 054-367-5808

領収書

毎度ありがとうございます

県議会議員 中澤通訓事務所 様
(承認: 0011)

[収納金]	
受取人払	
第二種通常はがき	
083 20通	¥1,660
<hr/>	
料金	¥1,240
手数料	¥420
料金等計	¥1,660
<hr/>	
課税計	¥1,660
(内消費税等	¥122)
非課税計	¥0
<hr/>	
合計	¥1,660
お預り 現金	¥1,660

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2018年 4月27日 11:49
担当: [REDACTED]
発行No. 180427L0096 端341046653
連絡先: 清水郵便局
TEL: 054-367-5808

領収書

毎度ありがとうございます

県議会議員 中澤通訓事務所 様
(承認: 0011)

[収納金]	
受取人払	
第二種通常はがき	
083 21通	¥1,743
<hr/>	
料金	¥1,302
手数料	¥441
料金等計	¥1,743
<hr/>	
課税計	¥1,743
(内消費税等	¥129)
非課税計	¥0
<hr/>	
合計	¥1,743
お預り 現金	¥1,743

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2018年 4月27日 11:48
担当: [REDACTED]
発行No. 180427L0095 端341046653
連絡先: 清水郵便局
TEL: 054-367-5808

整理番号 4-20

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞代		
年月日	平成30年4月27日~平成 年 月 日	金額	6,660 円

目的	新聞に於て県政社会全般の情報を収集
使途	購読料
政務活動・県政との関連性	情報収集に於て箇所等の送料に於る

《領収書貼付枠》

領収証

支店 区域 原路 No. 05 007 220 中沢 通訓 様

品名	部数	金額(円)	備考	領収金額(含消費税)
朝日新聞	1	4,037		6,660 円
農業新聞	1	2,623		
				2018 年 04 月分
				領収致しました。
				年 4月27日

有限会社 石原新聞店 桜ヶ丘支店 352-1914
 静岡市清水区江尻東1-1-16 7-16 本店 054-366-1074
 フリーダイヤル 0120-107-466

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,660 円	100 %	6,660 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-21

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

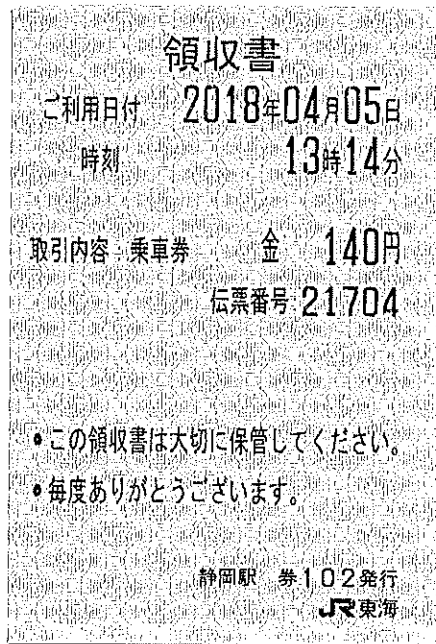
774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁及び市内関係機関 調査		
年月日	平成30年4月2日~平成30年4月27日	金額	5,700円

目的	県事業等の内容聴取検討、整理
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	県事業等の内容等を聴取、政策提言の ため。

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,700円	100%	5,700円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

別紙

No.	月 日	用 件	金額 (円)
1	4月2日	巴川水内の件	580
2	4月5日	資料整理. 県立大入学式	620
3	4月11日	資料整理	580
4	4月13日	貸内資料整理	580
5	4月14日	社会体育関係者打合せ	360
6	4月20日	清水港整備の件	580
7	4月23日	〃	560
8	4月25日	三河川 整備	560
9	4月26日	資料整理	600
10	4月27日	川根高校の現状等確認	680
11	月 日	商業調査	
12	月 日		
13	月 日		
14	月 日		
15	月 日		
16	月 日		
17	月 日		
18	月 日		
19	月 日		
20	月 日		
合 計			0

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残債	未了	支払方法	詳細
2215	2018/04/13 20:12	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2216	2018/04/13 13:04	自動改札機	SF利用	¥280	○			桜橋 → 新静岡
2214	2018/04/13 12:39	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →
2213	2018/04/12 13:54	バス車載機	SF利用	¥100				三保山の手
2212	2018/04/11 16:07	自動改札機	SF利用	¥280	○			新静岡 → 桜橋
2211	2018/04/11 15:44	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2210	2018/04/11 15:43	券売機	チャージ	¥3,000				1号機
2209	2018/04/11 09:45	自動改札機	SF利用	¥300	○			入江岡 → 新静岡
2208	2018/04/11 09:20	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →
2207	2018/04/05 15:47	自動改札機	SF利用	¥200	○			長沼 → 桜橋
2206	2018/04/05 15:32	自動改札機	SF利用	¥0				長沼 →
2205	2018/04/05 09:58	自動改札機	SF利用	¥280	○			桜橋 → 新静岡
2204	2018/04/05 09:34	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →
2203	2018/04/02 21:20	自動改札機	SF利用	¥280	○			新静岡 → 桜橋
2202	2018/04/02 20:52	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2201	2018/04/02 15:38	自動改札機	SF利用	¥300	○			新清水 → 新静岡
2200	2018/04/02 15:12	自動改札機	SF利用	¥0				新清水 →
2199	2018/03/31 19:34	バス車載機	SF利用	¥100				三保山の手
2198	2018/03/30 14:00	券売機	チャージ	¥2,000				桜橋
2197	2018/03/30 14:00	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋
2196	2018/03/30 13:36	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2195	2018/03/30 11:32	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡
2194	2018/03/30 11:05	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →
2193	2018/03/29 17:44	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋
2192	2018/03/29 17:19	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2191	2018/03/29 14:49	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡
2190	2018/03/29 14:28	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →
2189	2018/03/26 15:00	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋
2188	2018/03/26 14:36	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2187	2018/03/26 11:30	自動改札機	SF利用	¥300				新清水 → 新静岡
2186	2018/03/26 11:05	自動改札機	SF利用	¥0				新清水 →
2185	2018/03/22 11:20	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋
2184	2018/03/22 10:56	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2183	2018/03/22 08:53	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡
2182	2018/03/22 08:32	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →
2181	2018/03/16 16:27	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋
2180	2018/03/16 16:03	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2179	2018/03/16 09:44	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡
2178	2018/03/16 09:17	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →
2177	2018/03/14 16:34	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋
2176	2018/03/14 16:12	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2175	2018/03/14 11:23	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡
2174	2018/03/14 11:01	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →
2173	2018/03/14 11:01	券売機	チャージ	¥3,000				1号機
2172	2018/03/12 12:55	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡
2171	2018/03/12 12:28	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2170	2018/03/12 09:44	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡
2169	2018/03/12 09:17	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →
2168	2018/03/09 22:21	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋
2167	2018/03/09 21:54	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2166	2018/03/09 17:42	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡
2165	2018/03/09 17:16	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →

個別履歴照会

作成日時：2018年05月05日 15:15

最終残高

性別 男性
 生年月日 1944/9/23 年齢 73才
 電話番号 (自宅) 054-352-5641 (携帯) 7-18

ナカガワ 通訓
 中簿 〒424-0828
 静岡県静岡市清水区千歳町 7-18

ナカガワ 通訓
 氏名 郵便番号
 住所

一般バス・鉄道共通
 大人 ¥500
 SF券種 SF属性
 SFポイント

刻印番号
 媒体タイプ
 券効日
 有効期限
 本方情報

LuLuCa(PASAR+POINT)
 2014/3/3
 (申請)

発行日
 発行所(発)
 発行所(発)

定期券種

定期属性

発行日

発行所(発)

発行所(発)

発行所(発)

発行所(発)

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細	適用期間	停留所(発)	停留所(発)	性別	生年月日	年齢	電話番号	事由	事由	割引	割引
2256	2018/05/03 21:41	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡											
2254	2018/05/03 21:11	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →											
2253	2018/05/03 18:03	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡											
2252	2018/05/03 17:40	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →											
2251	2018/05/02 13:01	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡											
2250	2018/05/02 12:36	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →											
2249	2018/05/02 12:35	券売機	チャージ	¥3,000				1号機											
2248	2018/05/02 10:37	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡											
2247	2018/05/02 10:10	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →											
2246	2018/04/27 22:22	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 →											
2245	2018/04/27 21:58	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →											
2244	2018/04/27 15:11	自動改札機	SF利用	¥120				音羽町 → 新静岡											
2243	2018/04/27 15:02	自動改札機	SF利用	¥0				音羽町 →											
2242	2018/04/27 13:14	自動改札機	SF利用	¥260				桜橋 → 音羽町											
2241	2018/04/27 12:51	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →											
2240	2018/04/26 22:52	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡											
2239	2018/04/26 22:25	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →											
2238	2018/04/26 16:17	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡											
2237	2018/04/26 15:54	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →											
2236	2018/04/25 21:50	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋											
2235	2018/04/25 21:21	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →											
2234	2018/04/25 21:19	券売機	チャージ	¥2,000				3号機											
2233	2018/04/25 12:31	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡											
2232	2018/04/25 12:06	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →											
2231	2018/04/23 17:14	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋											
2230	2018/04/23 16:48	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →											
2229	2018/04/23 12:17	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡											
2228	2018/04/23 11:55	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →											
2227	2018/04/20 17:50	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋											
2226	2018/04/20 17:29	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →											
2225	2018/04/20 14:03	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡											
2224	2018/04/20 13:39	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →											
2223	2018/04/19 18:15	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋											
2222	2018/04/19 17:48	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →											
2221	2018/04/14 15:56	自動改札機	SF利用	¥180				運動場 → 入江岡											
2220	2018/04/14 15:40	自動改札機	SF利用	¥0				運動場 →											
2219	2018/04/14 12:53	自動改札機	SF利用	¥180				入江岡 → 運動場											
2218	2018/04/14 12:41	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →											
2217	2018/04/13 20:41	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡											

整理番号 4-22

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

[4 月分] 780004 4/30 (会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	<u>1225</u>	<u>18</u> 円 × <u>1225</u> km / km	<u>22050</u>
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
<支払証明> 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 <u>中澤通訓</u>			

<領収書貼付枠>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	<u>22,050</u> 円	<u>100</u> %	<u>22,050</u> 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月日	内 容	行 程	走行距離(km)
10月10	鹿原 — 邢城 — 蒲原 — 自 — 天津 農産品 茶抗虫 地域振興 地域緑		62
2	天津 — 商工業		13
3	由比 — 蒲原 地区要覧調査		57
6	神師 — 天津 — 小島 教育 河川 調査		50
7	西河内 — 野田 — 三保 茶 動物		85
8	三保 — 高部 — 小島 — 蒲原 — 自 — 由比 地域 地区 文化 文化 伝統		97
9	不二見 — 邢城 幼児教育 学習		23
10	江尻 — 三保 — 神師 教育 港湾 教育		19
12	三保 動物		19
14	有度 — 不二見 — 辻 — 自 — 三保 — 由比 農産物 園芸 社会 体育 自治		85
15	神師 — 自 — 西河内 — 小島 文化 茶		75
16	鹿原 — 西河内 — 小島 — 天津 茶 河川		94
21	静岡 — 江尻 — 函南 農産品 村おこし 道の駅		170
22	三保 — 鹿原 — 西河内 農産品 農産		66
23	神師 — 不二見 河川 体育		24
24	不二見 — 三保 — 野田 道路 動物		44
26	自 — 神師 教育 港湾		17
27	神師 — 大仁 — 有度 港湾 河川		33
28	西河内 — 小島 — 自 — 辻 茶 資料		82
29	高部 — 由比 — 江尻 農産品 村おこし 社会		81
30	神師 — 自 — 鹿原 河川 動物		29
	合 計		1225

政務活動事務雇用者出勤簿

4月分	氏名	[REDACTED]
-----	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	日	○ 勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
2	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
3	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
4	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
5	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
6	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
7	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
8	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
9	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
10	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
11	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
12	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
13	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
14	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
15	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
16	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
17	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
18	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
19	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
20	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
21	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
22	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
23	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
24	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
25	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
26	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	4
27	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
28	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
29	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
30	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
31		・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
計			102




上記のとおり雇用したことを証明する。

平成29年4月30日

ふじのくに県民クラブ 澤田 印

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 24
4-13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	私立幼稚園協会意見交換会		
年月日	平成30年4月16日~平成 年 月 日	金額	5,000 円

目的	私立幼稚園理事長・園長との意見交換
使途	会費 (参加費)
政務活動・ 県政との 関連性	子どもの中での 幼保教育・あつかり保育の 現状把握

＜領収＞

領 収 書


様


金 5,000 円

但し 意見交換会

平成30年4月16日

清水区私立幼稚園協会

会計 



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,000 円	100 %	5,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成 30 年度 清水区私立幼稚園協会意見交換会

開催日時 平成 30 年 4 月 16 日 (月)

会 場 ブランオーシャン シミズ

司会進行 副会長 [REDACTED]

1. 開会のことば

副地区長 [REDACTED]

2. 会長挨拶

会長 高塚匡宏

3. ご来賓挨拶、ご紹介

4. 新園長紹介、挨拶

東光幼稚園 [REDACTED]

5. 乾杯

6. 園出席者自己紹介

7. 情報交換

8. 閉会のことば

研修委員長 [REDACTED]

御出席御来賓様 (7 名)

衆議院議員

望月義夫 様

静岡県議会議員

中澤通訓 様

林芳久仁 様

盛月寿美 様

深澤陽一様代理

静岡市議会議員

山根田鶴子 様

[REDACTED]
寺沢潤 様